

| | |
|---------|---|
| 事件番号 | 29 総第 66 号 |
| 審査請求年月日 | 平成 29 年 6 月 7 日 |
| 処分の根拠法令 | 地方税法・須坂市市税条例 |
| 裁決日 | 平成 30 年 2 月 2 日 |
| 申立内容 | <p>(主張の要旨)</p> <p>(1) 賦課処分の税額を 10 分の 1 に減額する。河川敷の農地は、何時とは限らないが必ず水害をこうむることから、営農活動リスクが高く、当然ながら売買価格も低い。</p> <p>(2) ① 「還付不能額に係る賦課決定をした年度の第 1 期の納期限の翌日から起算して返還金として支出を決定する日までの 20 年の期間」及び利息相当額「還付不能額に係る賦課決定をした年度の第 1 期の納期限の翌日から市長が返還金の支出決定をした日までの期間の日数に応じて、年 5 パーセントの割合を当該年度の還付不能額に乗じて得た額。」を返還せよ。</p> <p>② 須坂市には「固定資産税及び都市計画税過誤納金返還事務取扱要綱」がないので、要綱の決定及び施行をすること。</p> <p>(3) 須坂市内の河川敷の税額は全て減額する。</p> |
| 裁決概要 | <p>(主文)</p> <p>本件審査請求を却下する。</p> <p>(理由)</p> <p>1 本件に係る法令等の規定等について</p> <p>(1) 行政不服審査法第 1 条第 2 項では、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下単に「処分」という。）に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。」とある。</p> <p>(2) 固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合においては、地方税法第 432 条第 1 項の規定により固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる。また、同条第 3 項では、第 1 項の規定により審査を申し出ることができる事項についての不服を当該固定資産税の賦課についての不服の理由とすることができない旨規定している。</p> <p>(3) 本件においては、地方税法第 432 条第 1 項の規定が上記の「他の法律に特別の定めを設ける場合」に該当することから同条同項に基づき、固定資産評価審査委員会へ審査の申出を行うことが相当である。</p> <p>2 本件賦課決定処分の判断について</p> <p>審査請求人の求める「税額の減額」は、固定資産税課税台帳に登録された価格についての不服と解されるため、固定資産評価審査委員会へ審査の申出をするべきである。</p> <p>3 結論</p> <p>以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから行政不服審査法第 45 条第 1 項の規定により、主文のとおり裁決する。</p> |
| 裁決 | 却下 |